	として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額）と	
	おいて退職共済年金	おいて旧職域加算退職給付
第十一条の七の三の二第三項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	が前項第一号に該当する	に当該者が組合員である
	が同号に該当しない	に当該者が組合員でない
第十一条の七の三の二第四項	退職共済年金の受給権者	旧職域加算退職給付の受給権者
	第七十七条第二項の規定により加算する金額」	旧職域加算退職給付」
	第七十七条第二項の規定により加算する金額に当該金額	旧職域加算退職給付（当該職域加算退職給付に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の
	「と、第十一条の十第一項中「退職共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項	をいう。以下同じ。）」と、第十一条の十第一項中「旧職域加算退職給付
	退職共済年金の職域加算額（第十一条の七の三の二第四項の規定により読み替えて適用する法第七十四条第二項	旧職域加算退職給付（当該旧職域加算退職給付に第十一条の七の三の二第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た金額を加算した金額とする。以下同じ。）
第十一条の七の八第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付（法第八十一条第一項に規定する旧職域加算障害給付をいう。以下同じ。）
第十一条の七の八第二項	障害共済年金の	旧職域加算障害給付の
	障害共済年金（	旧職域加算障害給付（
	併合障害共済年金	併合旧職域加算障害給付

第十一条の七の八第三項	加算された障害共済年金	加算された旧職域加算障害給付
	第一号に掲げる金額は法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の一部であるものと、第二号	第二号
	同項第二号	法第八十二条第一項第二号
	それぞれみなして	みなして
第十一条の七の八第三項第一号	併合障害共済年金	併合旧職域加算障害給付
	支給される障害共済年金	支給される旧職域加算障害給付
第十一条の七の九	障害共済年金	旧職域加算障害給付
第十一条の八の十三第一項	又は第二項の規定	の規定
	遺族共済年金は	旧職域加算遺族給付（法第八十八条第一項に規定する旧職域加算遺族給付をいう。以下同じ。）は
	遺族共済年金の	旧職域加算遺族給付の
	退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付
第十一条の八の十四第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付
第十一条の八の十四第二項	又は第二項の規定	の規定
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第十一条の八の二十	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第十一条の八の二十一の表法第八十五条第五項の項、第十一条の八の二十六、第十一条の八の二十七第一項の表法第八十五条第五項の項及び第十一条の八の二十九	障害共済年金	旧職域加算障害給付